

171-参-本会議-31号 平成21年06月19日

※参議院本会議での法律案に関する報告

○議長（江田五月君） 日程第五 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長辻泰弘君。

○辻泰弘君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成十六年に成立した年金制度改正法において、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的改革を行った上で、基礎年金の国庫負担割合を平成二十一年度までに二分の一に引き上げることが定められていたことを踏まえ、それに対応した措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、第一に、平成十六年の改正法において規定されていた安定財源確保のための税制の抜本改革が行われないうまま今日を迎えている中で、平成二十一年度からの基礎年金の国庫負担割合を二分の一とするために、平成二十一年度及び平成二十二年度においては、財政投融资特別会計から一般会計への特例的な繰入れを行うことにより、臨時の財源を確保し、現行の国庫負担割合と二分の一との差額に充当しようとするものであります。

第二に、消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずることが定められた所得税法等の一部を改正する法律の規定に従って行われる今後の税制の抜本的な改革により、所要の安定財源の確保を図った上で、二分の一の国庫負担割合を恒久化するとともに、その安定財源の確保が平成二十三年度より遅れる場合には、その間、臨時の財源の調達により対処しようとするものであります。

本法律案につきましては、衆議院において、平成二十一年四月一日とされていた施行期日を公布の日に改める修正が行われております。

委員会におきましては、財政金融委員会との連合審査会を行うとともに、麻生内閣総理大臣にも出席を求め、審査を行いましたところ、平成十六年改正法において求められていた安定財源が確保されなかった理由、国庫負担引上げの意義と、そのためにいわゆる埋蔵金を用いることの妥当性、平成十六年改正時に百年安心と称された経緯と今日的評価、現行の公的年金制度の持続可能性についての評価、公的年金制度の財政方式、財源確保の在り方及び消費税引上げの妥当性、年金制度の一元化、基礎年金の最低保障機能の強化、無年金・低年金対策等の必要性、公的年金制度における世代間の公平に関する見解、受給資格期間を二十五年としていることの評価、年金給付抑制を図るマクロ経済スライドの実現可能性、賃金上昇率、運用利回り等財政検証の前提及び所得代替率算定方式の妥当性、国民年金保険料納付率低下の原因、年金財政への影響及び改善策、年金記録問題に対する取組に時間を要している理由、社会保障費二千二百億円の削減方針の妥当性、国政選挙のマニフェストにおける年金改革プラン提示の必要性等について質疑が行われ

ましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会・国民新・日本を代表して川合孝典委員より反対、自由民主党及び公明党を代表して山本博司理事より賛成、日本共産党を代表して小池晃委員より反対、社会民主党・護憲連合を代表して福島みずほ委員より反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は賛成少数をもって否決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長（江田五月君） 本案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。衛藤晟一君。

○衛藤晟一君 自由民主党の衛藤晟一です。

私は、自由民主党、公明党を代表しまして、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案に関しまして、賛成の立場から討論いたします。(以下略)

○議長（江田五月君） 梅村聡君。

○梅村聡君 民主党・新緑風会・国民新・日本の梅村聡です。

私は、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部改正案に反対の立場から討論を行います。(以下略)

○議長（江田五月君） 梅村君、時間が超過しております。簡単に願います。

○梅村聡君（続） これを日本も見習うべきであります。

年金制度は、まさに国民一人一人の信頼感で支えられています。国民の間に不信感が高まれば年金制度は立ち行かなくなります。そうならないためにも、何よりもまず若い世代の年金不信をなくさなければなりません。それをやり遂げることができるのは、もはや国民の信頼を失いつつある政府・自民党ではなく、私たち民主党であることを強く訴えて、私の反対討論を終わります。

○議長（江田五月君） これにて討論は終局いたしました。

○議長（江田五月君） これより採決をいたします。

足立信也君外百一名より、表決は記名投票をもって行われたいとの要求が提出されております。現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よって、表決は記名投票をもって行います。本案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

○議長（江田五月君） 投票漏れはございませんか。一投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

○議長（江田五月君） これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じます。

○議長（江田五月君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数	二百二十九票
------	--------

白色票	九十八票
-----	------

青色票	百三十一票
-----	-------

よって、本案は否決されました。（拍手）